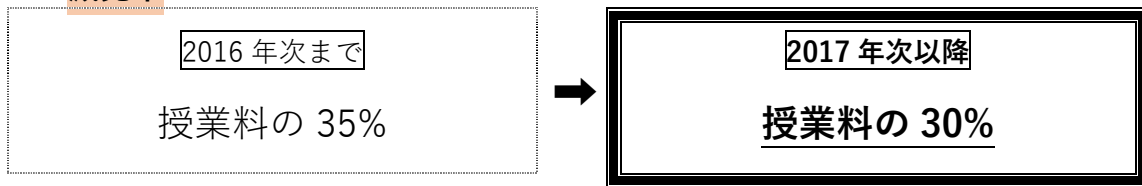


2017年度 授業料減免制度 主な変更点について

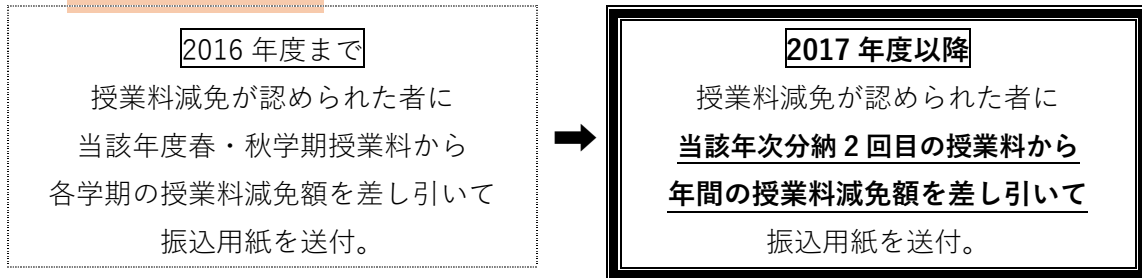
2017年1月

2017年度の授業料減免制度における主な変更点を、以下の通りお知らせします。

■ 減免率



■ 授業料の減免方法

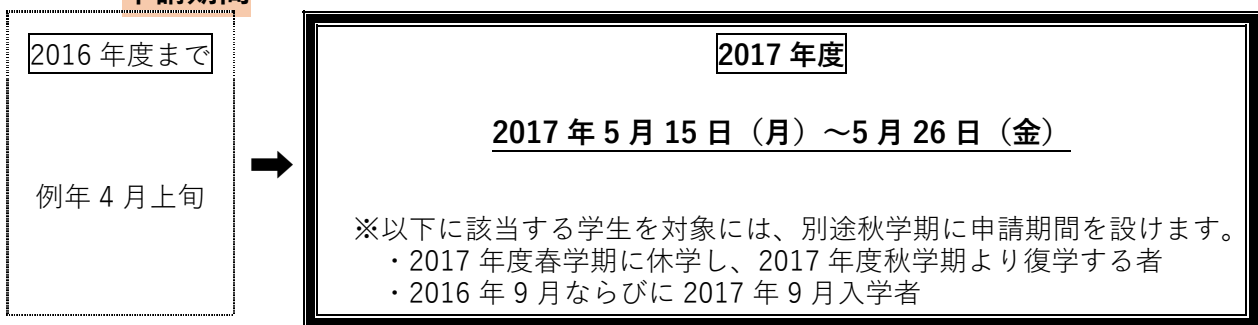


この変更により、2017年次以降は授業料減免の可否にかかわらず、分納1回目の授業料は減額されない金額で納入しなければなりませんので、ご注意ください。

<学費の延納>

経済的な事情により、定められた期限までに学費の納入ができない場合には、本学所定の「学費延納願」を記入のうえ、延納願提出期限までに、池袋キャンパス財務部経理課、独立研究科事務室、新座キャンパス学生部にて申請してください。
但し、当該学期の学費ご案内(振込用紙もしくは口座振替のお知らせ)を受取る前には、延納願を提出することはできません。受取ってから提出してください。

■ 申請期間



<重要>2017年度 授業料減免制度の申請に関する注意点>

2017年5月1日(月)17時までに、在留資格『留学』の在留期限が2017年5月1日以降(または在留期間「更新中」・在留資格「変更中」)である在留カードが貼付されている「2017年度外国人留学生 情報シート」を国際センターに提出しないと、授業料減免制度の申請は出来ませんのでご注意ください。

授業料減免制度の申請に係る詳細は、後日発表する要項をご確認ください。

申請資格等が変更される場合があります。

立教大学国際センター Mail:rikkyo-seiki@rikkyo.ac.jp

池袋キャンパス

〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1

TEL: 03-3985-4803

新座キャンパス

〒352-8558 埼玉県新座市北野 1-2-26

TEL: 048-471-6792